

病院案内

①診療科

内科、循環器内科、呼吸器内科、呼吸器外科、外科、消化器病センター、消化器外科、整形外科、リウマチ科、泌尿器科、皮膚科、産婦人科、小児科、耳鼻咽喉科、放射線科、リハビリテーション科、歯科口腔外科、麻酔科、神経内科、病理診断科、脳神経外科(休診中)、眼科(休診中)

②当院の特色

- 1) 22の診療科と研究検査科を持つ入院病床305床(うち個室70床)を誇る中核的な総合病院です。
- 2) 地域周産期母子医療センター：母子救急医療（緊急分娩、未熟児・新生児医療）に対応して母子医療センターを設置し、また、地域医療機関との間に周産期ネットワークシステムを構築し、周産期医療に対応しています。
- 3) 救急告示病院：土・日曜・祝日、夜間を問わず24時間体制で救急患者の受入を行っています。
- 4) 地域がん診療連携拠点病院：がん・血液疾患の診療を充実させ、手術療法、化学療法のほか、放射線治療機器(リニアック)による専門的な治療を行っています。
- 5) 開放型病院：地域のかかりつけ医に開放して病診連携を実現しています。
- 6) 地域医療支援病院：紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用、地域の医療従事者に対する研修会を実施し地域医療の確保を行っています。

③保有する主な設備

周産期・母子医療センター(NICU 6床・GCU 12床)、在宅サポート病棟（地域包括ケア病棟）、歯科口腔外科センター、画像センター、内視鏡センター、血液透析室、リハビリテーション室

④指定医療

保険医療機関、DPC標準病院群、母子医療、救急医療、血液透析、がん診療、生活保護、養育医療、更生医療、育成医療、原爆医療、労災医療
当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。保険診療で受診される際は、保険証をご提示ください。

⑤保有する主な医療機器

- 1) 診断用機器：全身用CT、MRI、ガンマカメラ、血管連続撮影装置、診断用X線テレビ装置、乳房撮影装置、内視鏡カメラ装置、骨密度測定装置、超音波診断装置
- 2) 検査用機器：自動化学分析装置、全自動免疫化学分析装置、全自動血球計数器、全自動電解質測定装置、血液ガス分析装置、心電計、PCR検査機器、デジタル脳波システム
- 3) 治療用機器：内視鏡手術用支援機器、リニアック、光凝固装置、新生児集中治療装置、胎児集中監視システム、周産期ネットワークシステム

その他診断、検査、治療機器の整備・充実に努め、地域の方々の期待に応えられるよう努力しております。

⑥学会施設認定等一覧

- ・日本外科学会認定医制度修練施設
- ・日本外科学会専門医制度修練施設
- ・日本消化器外科学会専門医制度修練施設
- ・日本消化器病学会専門医制度修練施設
- ・日本肝臓学会認定施設
- ・日本整形外科学会認定制度修練施設
- ・日本リウマチ学会教育施設
- ・日本泌尿器科学会専門医教育施設
- ・日本産科婦人科学会専門医制度卒後研修指導施設
- ・日本耳鼻咽喉科学会専門医研修施設
- ・日本麻醉学会麻醉指導病院
- ・日本臨床細胞学会認定施設
- ・臨床研修指定病院(協力型)
- ・クリニックルーム受入施設
- ・日本周産期・新生児医学会専門医制度暫定研修施設
- ・開放型病院
- ・在宅療養後方支援病院
- ・病院機能評価(3rdG:Ver1.0)一般病院2
- ・エイズ治療拠点病院
- ・NST(栄養サポートチーム)稼働施設
- ・NST教育認定施設

医科点数表第2章第10部手術の通則5に掲げる手術の件数

(期間：令和7年1月～令和7年12月)

区分1に分類される手術	件数
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	0件
イ 黄斑下手術等	0件
ウ 鼓室形成手術等	13件
エ 肺悪性腫瘍手術等	92件
オ 経皮的カーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0件

区分2に分類される手術	件数
ア 緩帯断裂形成手術等	0件
イ 水頭症手術等	0件
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ 尿道形成手術等	102件
オ 角膜移植術	0件
カ 肝切除手術等	0件
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	5件

区分3に分類される手術	件数
ア 上頸骨形成手術等	0件
イ 上頸骨悪性腫瘍手術等	1件
ウ パセドワ甲状腺全摘(垂体摘)手術(両葉)	0件
エ 母指化手術等	0件
オ 内反足手術等	0件
カ 食道切除再建手術等	0件
キ 同種死体腎移植術等	0件

区分4に分類される手術	件数
腹部鏡下・胸腔鏡下手術	404件

その他の区分に分類される手術	件数
ア 人工関節置換術	72件
イ 乳房外科施設基準対象手術	0件
ウ ベースメーカー移植術及びベースメーカー交換術	0件
エ 冠動脈・大動脈バイパス術（人工心肺を用しないものを含む。）及び体外循環をする手術	0件
オ 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥疊切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0件

厚生労働大臣が定める掲示事項

・入院基本料に関する事項

一般病棟では、1日に入院患者7人に対して1人以上の看護職員を配置し、交代で24時間看護を行っております。また、入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。なお、時間帯ごとの看護職員1人当たりの受け持ち患者数は各病棟に掲示しております。

・DPC対象病院について

当院は入院診療費の算定にあたり、DPC/PDPS(診断群分類支払方式)を適用する病院として厚生労働省から認可を受けております。

またDPC/PDPSに伴う医療機関別係数は以下になります。

医療機関別係数：1.5157(基礎係数：1.0451+機能評価係数Ⅰ：0.3583+機能評価係数Ⅱ：0.1107+救急補正係数：0.0016)

・基本診療料及び特掲診療料の施設基準の届出について

当院では以下の施設基準を九州厚生局 宮崎事務所に届出しております(令和7年12月1日現在)

【基本診療料】	・小児入院医療管理料3	・検体検査管理加算(IV)	・輸血管理料I
・一般病棟入院基本料	・小児入院医療管理料4	・時間内歩行試験及びシャトルウォーキング	・輸血適正使用加算
(急性期一般入院料1)	・地域包括ケア病棟入院料2及び	テスト	・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
・救急医療管理加算	地域包括ケア入院医療管理料2(注3 看護職員配置加算)	・補聴器適合検査	・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
・診療録管理体制加算3	・C T 透視下気管支鏡検査加算	・麻酔管理料(I)	
・医師事務作業補助体制加算1	・画像診断管理加算2	・放射線治療専任加算	
(25対1)	・C T撮影及びM R I撮影	・外来放射線治療加算	
・25対1急性期看護補助体制加算(看護補助者5割以上)	・冠動脈C T撮影加算	・高エネルギー放射線治療	
(注2 夜間100対1急性期看護補助体制加算)	・心臓M R I撮影加算	・一回線量増加加算	
(注3 夜間看護体制加算)	・抗悪性腫瘍剤処方管理加算	・画像誘導放射線治療(I G R T)	
(注4 看護補助体制充実加算2)	・外来化学療法加算1	・定位放射線治療	
・看護職員夜間16対1配置加算1	・無菌製剤処理料	・保険医療機関間の連携による病理診断	
・療養環境加算	・脳血管疾患等リハビリテーション料(II)	・病理診断管理加算1	
・重症者等療養環境特別加算	・運動器リハビリテーション料(I)	・悪性腫瘍病理組織標本加算	
・重症患者初期支援充実加算	・二次性骨折予防継続管理料3	【その他】	
・無菌治療室管理加算2	・呼吸器リハビリテーション料(I)	・看護職員待遇改善評価料67	
・栄養サポートチーム加算	・がん患者リハビリテーション料	・外来・在宅ベースアップ評価料(I)	
・医療安全対策加算1	・ストーマ合併症加算	・入院ベースアップ評価料65	
(注2医療安全対策地域連携加算1)	・がんセンチネルリンパ節加算2及びセンチネルリンパ節生検(単独)	【初・再診】	
・感染対策向上加算1	・腹腔鏡下肝切除術	・医療DX推進体制整備加算	
(注2指導強化加算)	・膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱手術(経尿道)	【食事療養・生活療養費】	
・患者サポート体制充実加算	・腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術	・入院時食事療養(I)	
・褥瘡ハイリスク患者ケア加算	・腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術	・入院時生活療養(I)	
・ハイリスク妊娠管理加算	(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)	・酸素単価	
・ハイリスク分娩管理加算	・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	【歯科】	
・呼吸ケアチーム加算	・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	・地域歯科診療支援病院歯科初診料	
・後発医薬品使用体制加算1	(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)	・地域歯科診療支援病院入院加算	
・病棟薬剤業務実施加算1	・腹腔鏡下腎盂形成手術	・医療機器安全管理料(歯科)	
・病棟薬剤業務実施加算2	(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)	・歯科治療時医療管理料	
・データ提出加算2	・腹腔鏡下仙骨腔固定術	・歯科口腔リハビリテーション料2	
・入退院支援加算1	(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)	・C A D / C A M冠及びC A D / C A Mインレー	
(注4 地域連携診療計画加算)	・腹腔鏡下腔式子宮全摘術	・歯周組織再生誘導手術	
(注7 入院時支援加算)	(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)	・クラウン・ブリッジ維持管理料	
・認知症ケア加算3	・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術		
・せん妄ハイリスク患者ケア加算	(区域切除で内視鏡支援機器を用いる場合)		
・精神疾患診療体制加算	・肺葉切除又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合		
・地域医療体制確保加算	・医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術		
・新生児特定集中治療室管理料2	(簡易ジェノタイプ判定)		

厚生労働大臣が定める掲示事項

・明細書の発行状況に関する事項

医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付については、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

・オンライン資格確認に係る体制に関する事項

当院では、マイナンバーカードを用いて医療情報を取得できる体制を整備しております。患者様ご自身でマイナンバーカードを使用して受付の認証端末での認証操作にご協力ください。

・長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただいております。詳細は窓口の掲示等ご確認ください。

・保険外負担に関する事項

当院では以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切しておりません。

保険外給付(文書料)	金額(税込)	保険外給付(特殊外来)	金額(税込)	保険外給付(周産期)	金額
生命保険診断書	5,500円	助産師外来	1,100円	分娩介助料	300,000円
生命保険関係死亡診断書	5,500円	マザークラス(両親学級)	1,100円	産科医療補償制度金	16,000円
普通診断書	2,200円	母乳外来	2,200円	新生児保育管理料(1日)	8,000円
死亡診断書	2,200円	リンパ浮腫外来	4,400円	母性健康管理指導事項連絡カード	1,100円
死亡診断書(写)	1,650円			出産証明書	2,200円
その他の証明書	2,200円			死産証明書	2,200円
身体障害者診断書	6,600円			エンゼルセット小児用Sサイズ	880円
国民年金診断書	5,500円			エンゼルセット小児用Lサイズ	1,760円
厚生年金診断書	5,500円			新生児マスクリーニング重症性複合型免疫不全	4,000円
肝炎治療受給者証	5,500円			新生児マスクリーニングライゾーム病	3,000円
B型肝炎ウイルス給付金診断書	5,500円			付添食	500円
特定疾患診断書(臨床調	5,500円				
自動車後遺障害診断書	5,500円				
自賠責診断書	5,500円				
領収証明書	1,100円				
自賠責診断費明細書	3,300円				
預り金	金額(税込)	保険外給付(予防接種)	金額(税込)		
松葉杖貸与代	3,000円	RSワクチン	30,000円		
		帯状疱疹ワクチン	22,000円		

厚生労働大臣が定める掲示事項

・入院時食事療養(I)の届出について

当院は入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

区分	一般（市民税課税世帯）の方	市民税非課税世帯の方	70歳以上で所得が一定基準以下（低所得者 I ）
一食当たり	510円	240円	110円

・保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める基準等

①入院医療に係る特別の療養環境の提供

当院は70床の有料個室を有しており、ご希望の場合は看護師にご相談ください。なお、詳細は外来窓口に掲示しております特別室一覧別表をご覧ください。

②予約に基づく診察

料金(税込)	助産に係る入院(非課税)	内容
6,600円	6,000円	個室・テレビ(無料)・キッチン・ユニットバス・トイレ有
6,600円	6,000円	個室・シャワー・トイレ有
4,950円	4,500円	個室・トイレ有
3,300円	3,000円	個室
2,750円	2,500円	個室

患者の都合により時間外に診察及び注射等をされる場合には、診療費として別に以下の選定療養を徴収させて頂きます。

なお、容態の急変により来院された場合、当院の主治医の都合により時間外に診療予約を入れた場合などは除きます。

・715円(税込)/日

③特定機能病院、地域医療支援病院及び外来機能報告対象病院の初診及び再診

他の保険医療機関からの紹介によらず、当院に直接来院した場合については、以下の通り初診に係る費用を徴収することになります。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関等からの紹介によらず来院した場合は、この限りではありません。

また、再診患者の中で病状が安定し、診療所への紹介を受けた患者が、かかりつけ医の紹介無しに再受診された場合、あるいは「かかりつけ医」への紹介を当院より申し出たが引き続き当院にて診察を希望された場合(紹介状交付の有無に関わらず)につきましては、再診料のほかに保険外併用療養費を以下の通り徴収することになります。この費用は、病院と診療所の機能分担を推進する観点から、自己の選択に係るものとして、初診料を算定する初診に相当する療養部分についてその費用を徴収することが出来ると定められたもので、特定機能病院及び200床以上の地域医療支援病院に義務付けられております。

④入院期間が180日を超える入院

区分	初診(医科)	再診(医科)	初診(歯科)	再診(歯科)
選定療養費	7,700円	3,300円	7,700円	3,300円

同じ症状による通算の入院期間が180日を超えますと、患者の状態によっては健康保険からの入院基本料15%が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定療養となり、1日ごとに選定療養費として患者の負担になります。

ただし、180日を超えて入院されている患者であっても、悪性新生物に対する治療を実施している状態にある患者、15歳未満の患者や難病、人工呼吸器を使用している状態など厚生労働大臣が定める状態にある患者は、健康保険が適応されます。

・2,785円(税込)/日